

参 考 資 料

令和4年6月定例会

目 次

内 容		頁
議員提案第10号関係	寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	1

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) <u>第 7 条</u> (略) 2 (略) <u>3</u> 基準日前 6 か月以内の期間 (次項において「基準期間」という。)に、<u>第 5 条</u>の規定の適用を受けた議員に支給する期末手当の額については、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された額から、次項の規定により計算した調整額を減じた額とする。 <u>4</u> 前項に規定する調整額は、<u>第 2 項</u>の規定により算出された額に、基準期間における議員報酬の不支給に係る月数の割合 (<u>第 1 号</u>に規定する月数を、<u>第 2 号</u>に規定する月数で除して得た数をいう。) を乗じて得た額とする。 (1) 基準期間における議員報酬が支給されなかった期間に係る月数 (2) 基準期間における在職期間の月数 <u>5</u> (略) (委任) <u>第 8 条</u> (略)</p>	<p>(期末手当) <u>第 6 条</u> (略) 2 (略) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ <u>3</u> (略) (委任) <u>第 7 条</u> (略)</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。</p>	